

令和6年度

社会福祉法人野木町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

令和6年度事業計画目次

1	基本方針	2
2	サービス区分計画	
	＜社会福祉事業＞	
	法人運営事業及び経費	3
	地域福祉活動事業及び経費	4
	福祉サービス利用援助事業及び経費	6
	法人後見事業及び経費	6
	共同募金配分金事業及び経費	7
	社会福祉基金事業及び経費	7
	資金貸付事業及び経費	8
	生活福祉資金貸付事業及び経費	8
	地域福祉ネットワーク事業及び経費	9
	外出支援サービス事業及び経費	9
	配食サービス事業及び経費	10
	居宅介護支援事業及び経費	10
	老人福祉センター管理運営事業及び経費	10
	＜公益事業＞	
	地域包括支援センター事業及び経費	11
	生活支援体制整備事業及び経費	12
	デマンド交通運営事業及び経費	13
	＜その他＞	
	日本赤十字社活動と共同募金活動	14
	その他の支援活動	14

令和6年度 事業計画

【基本方針】

近年、少子高齢化・人口減少の進行に伴い、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景に家庭での扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり状態の長期化等による8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケアの問題等複合的な課題が顕在化しています。

このような背景を踏まえ、国においては、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業を創設し、『属性を問わない相談支援』、『参加支援』、『地域づくりに向けた支援』を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制の構築を進めております。本会においても、令和4年度より重層的支援体制整備事業を実施している野木町総合サポートセンターや各関係機関と連携・協働し、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するよう取り組んでまいります。

また、令和3年度策定の『第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）』は3年度目を迎えます。基本理念・基本目標を活かした事業については、町や関係機関・団体とも密に連携しながら、当計画期間後半においてさらに着実に事業を進めてまいります。

成年後見制度利用促進等の権利擁護支援については、本人を中心とした支援の基盤であることから、日常生活自立支援事業（あすてらす）や成年後見制度（法人後見事業）等の活用を含め、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と連動した支援を推進していきます。

介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所も介護予防支援を実施できるようになることから、経営理念のもと効果的・効率的な事業運営に努め、利用者本位で信頼される良質なサービスを実施します。また、地域包括支援センター運営事業においては、地域における高齢者の総合相談窓口として、各種相談支援や町で実施する地域ケア会議に関係機関と連携しながら利用者のニーズにあったサービス提供へ繋がるよう支援します。

地域福祉、在宅福祉が一体的に支援体制を整えすすめることの強みを生かし、継続的な地域福祉の推進や一人ひとり寄り添った支援を取り組んでまいります。また、社会情勢や法制度の変化、多様化する福祉のニーズに対応するため、既存の事業の見直しや新規事業の立ち上げを今後検討していきます。

■法人運営事業及び経費

【51,712千円[49,190千円]（2,522千円）】

1 事業の概要

法人の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係（担当部署）と連絡調整や組織の効率的な運営を図る。

また、公益性、公共性の高い事業・活動を展開していくために、組織経営におけるガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化と財政の健全化をすすめる。

2 主要な施策

(1) 理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会の実施

業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行の監査を行う監事で運営し、効果的な事業の実施をすすめる。

また、地域や団体から選出された理事、評議員がそれぞれの立場から本会の運営について協議をすることにより、地域の実情に即した法人運営を図る。

- ①理事会の開催（業務執行の決定、理事の職務執行の監督他）
- ②評議員会の開催（予算及び事業計画の承認、計算書類及び事業報告の承認他）
- ③監査会の開催（理事の職務執行の監査、業務及び財産状況に係る監査）
- ④評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任及び解任）

(2) 会員増強の強化（7月）

本会が行う地域福祉活動についての理解を深めるため、広報活動を行い社協の福祉活動の理解の促進を図り、会員加入の増強に努める。

(3) 広報活動

様々な媒体を活用し積極的な広報活動を行う。

- ①社協情報誌『ぽけっと』…年4回（4月・6月・10月・1月）を活用した情報提供
- ②ホームページ(<http://www.nogi-shakyo.or.jp/>)を活用した情報提供
- ③社協ガイドブックを活用した情報提供
- ④SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE）等を活用した情報提供

※LINEについては、ボランティア活動者との連絡調整を試験的に運用する

(4) 福祉サービスの運営適正

苦情解決に関する規程に基づき、本会が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、第三者委員や苦情受付担当者を配置し、その権利を擁護する。

(5) 事務局活動

法人運営事務局として必要な人事・財務管理等を行う。

(6) 財政基盤の強化

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉活動の資源となる社協会費、共同募金、寄付金の募集拡充に努める。また、介護サービス事業については、経営理念のもと効果的、効率的かつ適切で安定した事業運営に努める。

- ①事務処理の効率化とコスト削減
- ②介護サービス事業の効果的、効率的な運営

■地域福祉活動事業及び経費

【2, 417千円[2, 511千円] (△94千円)】

1 事業の概要

地域住民の福祉の向上や障がいへの理解を深めるとともにボランティア活動への参加や支援が円滑に行われるよう育成・援助を行う。

2 主要な施策

(1) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理【継続】

令和3年度策定した『第2期野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づき、町と地域住民の協働により計画を推進し、その進捗管理と評価を行う。また、地域ふくし座談会などで地域住民との意見交換を行い、次期計画に向けた見直し・改善等を検討する。

- ①地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催（進捗状況の把握、計画の評価等）
- ②地域ふくし座談会の開催

(2) 災害ボランティアセンター設置・運営に係る整備の実施

災害時において、感染症拡大予防対策も含めた災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、町・関係機関との連携を図り、被災者支援活動ができるよう ICT を活用した災害ボランティアセンター運営の検討や資機材の整備など防災力の向上に努める。

また、職員が災害発生時に迅速に行動し、速やかに対応ができるよう防災意識を高めておく。

- ①災害ボランティアセンター運営に係る資機材の整備
- ②野木町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（R3.10改訂）の見直し
- ③野木町社協職員災害対応マニュアル（ハンドブック）（R3.9改訂）の検証
- ④災害ボランティア活動ガイドブックの見直し
- ⑤事業継続計画（災害時版及び感染症版）（R3.9改訂）の検証
- ⑥災害ボランティアセンター運営に関する研修会への参加
- ⑦災害ボランティアセンター設置・運営のシミュレーション訓練
- ⑧県境4市町社協の災害支援担当職員の定期的情報交換会の開催
- ⑨StockYardのぎの整備（個人・企業への周知と登録）

※災害支援活動に「必要な資機材」を「必要な時」に「必要な人」につなぐ仕組み

(3) 社会福祉等のボランティア活動支援

町ボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係等のボランティア活動が円滑に活動できるよう支援する。

また、障がいへの理解と支援のための必要な専門的技術を取得するために、団塊世代や若い世代を中心に各種養成講座の開催、次世代を担う学童・生徒に対し、町内関係団体及び施設の協力のもと体験学習や交流活動をはじめとしたボランティア講座を開催する。

- ①野木町社会福祉ボランティア連絡協議会の支援と助成
- ②手話・朗読・点訳講座の開催
- ③傾聴ボランティア養成講座の開催
- ④福祉教育推進連絡会議の開催（年3回）
- ⑤地域福祉新聞（小中学生版）の発刊（年1回）
- ⑥学校における福祉教育への支援活動
- ⑦ボランティアチャレンジスクールの開催（町内在住小学4年生～中学生）

(4) 福祉機器（車いす）の短期貸出事業

歩行等が困難で車いすを必要とする方に貸出をすることにより、外出の機会を増やし、社会参加を促進する。

(5) 地域（子ども）ふくし・思いやりプロジェクト【継続】

生活困窮者や子育て世帯に対し、町内各団体やボランティアの協力のもと食事や食品と各種専門機関情報等を提供し生活を支援する。

(6) フードドライブ事業【重点施策】

生活困窮者に対し生活改善につながる相談支援や福祉サービスにつなげるため、家庭・企業（従業員）で余った食品を回収し、町フードバンク等へ提供等を行うことによりその生活を支援する。

※フードドライブとは、フードロス対策や貧困対策のため注目される取り組み

(7) 緊急食料等給付事業

低所得者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活に必要な食料等の現物を給付することにより、世帯の自立更生を促し、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援する。

(8) 一時お預かりサービス事業

高齢・障がい等により一時的に金銭管理ができない方に対して金銭管理を行い、安心して生活ができるように支援する。

(9) 福祉団体活動支援・協力

福祉団体に対して、活動が円滑に行われるよう支援する。

団体名	主な支援内容
野木町 老人クラブ連合会 (えんじゅクラブ野木)	スポーツ、レクリエーション、教養活動、社会奉仕活動等を通して健康づくりや生きがいづくりの場の推進を図る。また、「元気シニア活躍応援窓口」設置に伴い、シニア世代の社会参加を促進し、地域の人材活用を図る。
野木町赤十字奉仕団	災害時の炊き出し訓練、救急法の習得、高齢者等支援のための健康生活支援講習の普及など、地域における奉仕活動の推進を図る。

■福祉サービス利用援助事業及び経費

【1, 517千円[1, 346千円] (171千円)】

1 事業の概要

高齢・障がい等により判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

2 主要な施策

専門員や生活支援員を配置し福祉サービスの利用に関する相談、情報提供や日常的な生活に必要な金銭管理等の援助を行う。

サービスの種類	内 容
福祉サービス利用援助	福祉サービスに関する情報提供や相談、利用料支払いの手続き、苦情解決制度の利用手続き
日常的な金銭管理サービス	日常生活上の生活費の管理、支払い代行、生活費のお届け等
書類預かりサービス	預貯金通帳・印鑑、年金証書・保険証書等の預かり等

■法人後見事業及び経費

【846千円[866千円] (△20千円)】

1 事業の概要

認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力が不十分な方に対し、本会が法人として後見業務を行い、地域の様々な社会資源を有効活用して被後見人等の住み慣れた地域での生活を支援する。

2 主要な施策

後見人経験者等の専門家で構成する法人後見運営委員会を設置し、受任の適否の判断、後見事業の指導を行い、適正な後見事業を行える体制を整える。

- ①法人後見運営委員会の開催
- ②法人後見業務
- ③司法書士による成年後見に関する個別相談会（年2回）
- ④権利擁護サポートブックの配布
- ⑤成年後見講演会

■共同募金配分金事業及び経費

【1,623千円[1,717千円]（△94千円）】

1 事業の概要

赤い羽根共同募金からの配分金を活用し、本会の理解と関心を高めるため、ふくしのつどいの開催や広報啓発活動を推進し、社協活動紹介や情報提供をする。

2 主要な施策

(1) 広報・啓発活動

多年にわたり社会福祉事業の発展及び本会の運営に貢献、功績のあった方々を表彰するとともに福祉に対する理解と住民参加活動（ボランティア活動）の普及などを目的にふくしのつどいを開催する。また、社協情報誌『ぽけっと』・地域福祉新聞（小中学生版）の発行し、社協活動のPRとネットワークの構築を図る。

- ①社協情報誌『ぽけっと』…年4回（4月・6月・10月・1月）発刊（再掲）
- ②地域福祉新聞…年1回（2月）発刊（再掲）

(2) 高齢者の社会参加

75歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、当事者同士の交流を通して社会参加や生きがいをづくりをすすめる。

(3) 世代間交流事業

園児と地域の高齢者が行事やレクリエーションを通しての交流を深める。

(4) 児童・生徒の福祉教育活動支援助成

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校に支援・助成を行う。

■社会福祉基金事業及び経費

【603千円[603千円]（0千円）】

1 事業の概要

町民、企業からの寄付金を基に「社会福祉基金」を設置し、善意の浄財を積み立て、その果実等により地域福祉・在宅福祉サービス、ボランティア活動の育成等、町民の社会福祉への参加と福祉向上を図る。

■資金貸付事業及び経費

【916千円 [1, 016千円] (△100千円)】

1 事業の概要

低所得者及び生活困窮者に対し、必要な小口の資金の貸付を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の向上を図り、安定した生活ができるよう支援する。また、貸付相談から見出された世帯の様々な生活課題等に対応すべく、各関係機関と連携し、支援を行う。

資金種類	対象費用
生活一時資金	生活に必要な最低限度の資金
医療・介護一時資金	負傷又は疾病の治療に必要な経費の一部に充てる資金
家屋修理一時資金	自然災害又はその他の原因により、家屋や設備・備品が損傷し、その修理に必要な経費の一部に充てる資金
奨学一時資金	就学のために必要な資金
その他の一時資金	やむを得ぬ事情により特に必要な資金

■生活福祉資金貸付事業及び経費

【6, 714千円 [6, 674千円] (40千円)】

1 事業の概要

栃木県社会福祉協議会より受託し、民生委員児童委員との連携のもと、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に資金の貸付事務や相談支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対する生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）は令和4年9月末に終了し、令和5年1月から償還が開始されたが、償還免除を行った方や償還免除に至らないが償還が困難な方等を対象に償還猶予などの相談支援体制を強化する。

資金種類	対象費用
総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等の資金の貸付事務・相談事務を行う。
福祉資金	他資金等が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に資金の貸付事務・相談支援を行う。
緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった世帯への資金の貸付事務・相談支援を行う。
教育支援資金	他資金等が利用できない学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中の学費の貸付事務・相談事務を行う。
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者を支援する公的給付や貸付の開始までのつなぎ資金の貸付事務・相談事務を行う。

■地域福祉ネットワーク事業及び経費

【7,469千円[9,307千円](△1,838千円)】

1 事業の概要

地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど多種多様な福祉ニーズに対してきめ細かな支援を行う。

2 主要な施策

(1) ふれあい福祉総合相談

住民の日常生活の各種相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行い、適切な助言、援助等を行って地域住民の福祉の増進を図る。

相談種別	開設曜日・時間	相談内容	相談員
心配ごと相談	毎月第1水曜日 10:00-12:00	日頃の悩みなど 日常生活について	民生委員児童委員 保護司 人権擁護委員
法律（弁護士）相談	毎月第3木曜日 10:00-12:00	財産・扶養・土地・金 銭貸借・賠償・離婚な どの問題に関する相談	弁護士
ボランティア相談	月～金曜日 8:30-5:15	ボランティア保険の加 入や社会福祉支援活動 に関する相談	社協職員
生活資金・地域福祉 権利擁護相談	月～金曜日 8:30-5:15	生活資金や日常金銭管 理に関する相談	社協職員
介護相談	月～金曜日 8:30-5:15	介護や介護保険（サー ビス）等に関する相談	地域包括支援センター職員

※法律相談については、原則として同一相談者の相談回数は年度内に2回まで

(2) デジタル活用支援講習会（スマホ教室）の開催【新規】

スマートフォンの普及によりデジタル活用の不安となっている高齢者等を支援するため、教室を開催し、ITに対応した社会づくりを促進する。

■外出支援サービス事業及び経費

【295千円[295千円](0千円)】

1 事業の概要

65歳以上で肢体不自由により車いすを常時使用している高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関等の間の送迎を行う。

■配食サービス事業及び経費

【2,035千円 [2,060千円] (△25千円)】

1 事業の概要

65歳以上のひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障がい又は疾病等の理由により毎日の調理が困難な方に対し、お弁当の宅配（原則第1～4金曜日（祝日は除く））を行うことで、安否の確認と日常生活の身体的・精神的負担の軽減と健康維持を図る。

■居宅介護支援事業及び経費

【31,834千円 [31,387千円] (447千円)】

1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、要支援・要介護認定を受けた人のケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成し、サービスが提供されるようサービス提供事業者との連絡・調整を行う。また、インフォーマルサービスの提案、情報の共有、研修の充実を図り、支援の質の向上に努める。

2 主要な施策

主任介護支援専門員を配置し、利用者・家族の抱えている複雑な課題等に対して適切な相談支援を行い、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施する。

- ① 介護サービスに関する相談
- ② 希望に沿ったケアプラン（居宅介護サービス計画）の作成
- ③ 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- ④ 住宅改修の相談・手続き
- ⑤ 福祉用具貸与・購入の相談・手続き

■老人福祉センター管理運営事業及び経費

【16,582千円 [17,250千円] (△668千円)】

1 事業の概要

指定管理者として、施設の目的や特性・業務内容・運営等を踏まえ、高齢者の福祉を増進する事業の展開とより効果的・効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理運営に努める。

施設名	野木町老人福祉センター（ホープ館）
-----	-------------------

2 主要な施策

(1) 野木町老人福祉センターの管理運営

コミュニケーションを多くとることができ、楽しみを増やせる生きがいつくりの場

として、高齢者の社会参加活動を促進する。施設整備や防災等安全確保に十分配慮し、利用者が安全安心に利用できる環境づくりに努める。

①避難確保計画に基づく訓練の実施

利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練を実施する。

(2) 生きがい講座の開催

60歳以上の方を対象に健康維持・増進と文化教養の向上を図るため各種講座を開催する。

■地域包括支援センター事業及び経費

【67,088千円[63,836千円] (3,252千円)】

1 事業の概要

地域に住む高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等の実施や各関係機関との連携強化とネットワークにより、地域で見守る体制づくりに努める。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、地域の実情に応じ、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進する。

2 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営

名 称	(本センター)	(サブセンター)
所在地	野木町総合サポートセンター (ひまわり館内)	野木町老人福祉センター (ホープ館内)

○地域包括支援センターの4つの役割

総合相談支援業務	地域に住む高齢者の様々な相談に対応し、適切な機関・制度・サービスに繋ぐなど継続的に支援する総合的な相談を行う。
権利擁護業務	高齢者の虐待防止、成年後見制度活用支援などの権利擁護業務を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者に対し、包括的かつ継続的な福祉・介護サービスが提供されるよう地域のネットワークを構築し、社会資源を活用したケアマネジメントを行う。
指定介護予防支援事業所の運営	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス事業者等との連絡・調整を図りプランを作成する。

○出張講座の開催、広報・啓発活動【新規】

高齢者等の安心した日常生活を維持できるよう、健康づくりや介護・介護予防に資する知識の普及・啓発を行うことを目的に、各種専門知識をもった職員等が地域内の団体やサロン等の集まりの場に出向き、講座を開催する。また、高齢者の方が大切な人へもしもの時に備えて、必要な情報をまとめたノートを希望の方に配布をする。

①介護予防や健康、福祉などについての出張講座の開催

②エンディングノート「結び帳」の配布

○町関係の支援

緊急通報体制等整備事業	町で実施する緊急通報体制等整備事業において、対象宅を訪問し、調査を行う。
見守りキーホルダーの新規登録・更新	町で実施する高齢者等見守りキーホルダー事業において、新規の登録及び登録の更新を行う。また、事前に登録した緊急連絡先等の情報を管理し、急病、事故、徘徊等の緊急時に対応ができるよう支援する。
認知症施策の支援	町で実施する地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議に関係機関と連携しながら適切なサービス提供へ繋がるよう支援する。
おれんじカフェの支援	認知症の方やその介護をしている方、認知症に関心がある方など、誰でも気軽に利用できる憩いの場を支援する。
元気アップ教室の支援	町で実施する一般介護予防事業において、フレイル予防・認知症予防のため町内の高齢の方を対象に、要介護状態にならないように継続して教室を実施する。
安全・安心見守りネットワーク事業支援	町で実施する安全・安心見守りネットワーク事業において、地域包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関との情報提供・活動の支援に努める。

○その他各種会議・運営委員会等に参加

■生活支援体制整備事業及び経費

【4, 151千円[4, 232千円] (△81千円)】

1 事業の概要

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険の地域支援事業の実施にあたり、生活支援コーディネーターを中心に協議体の運営を行い、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

2 主要な施策

(1) 生活支援コーディネーター(第1層・第2層)の設置

地域のニーズ把握や地域のサービス主体との連携調整等のコーディネーター機能を担うため生活支援コーディネーターを配置する。

(2) 協議体の設置

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的に、定期的な情報共有・連携強化の場として協議体を設置する。

(3) 地域支え合い会議の開催

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的に、各地域の住民同士や関係団体が情報共有やアイデア出しを行うことで、地域の人々がつながり、活躍でき

るきっかけの場として支え合い会議を開催する。

(4) ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業

高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児等を養育する者等が抱える日常の様々な困りごとや、公的サービスだけでは補えきれないニーズを、住民の参加と協力を得て援助する住民相互の支え合い活動を推進する。

- ① 生活空間の掃除及び整理整頓
- ② 生活必需品等の買い物（買い物の付き添い含む）
- ③ 話し相手
- ④ 身の回りの世話
- ⑤ 散歩、施設等への付き添い
- ⑥ 家具、家電の移動

(5) 主な活動

地域資源の開発等	○地域資源の把握と情報提供 ○地域支援活動の担い手育成講座の開催 ○住民主体の支え合い活動や各種福祉サービスの実施及び開発
地域活動支援	○高齢者等を支援するボランティア活動への支援
ネットワークの構築	○各関係機関・団体等間の情報共有及び連携
ニーズと取組の組合せ調整	○地域課題や高齢者等ニーズの把握 ○課題解決のための支援又は調整
日常生活支援	○高齢者等の公的サービスでは補えないニーズへの支援
啓発活動	○事業の周知・理解のための広報活動や説明会の開催 ○高齢者くらしの便利帳（福祉サービス情報）の配布

■デマンド交通運営事業及び経費

【21,666千円[20,808千円]（858千円）】

1 事業の概要

公共施設、医療機関等への外出が容易にできない町民の交通手段を確保するため、利用者の要求に応じて運行する乗合タクシーの導入を図り、もって町民の交流促進、商業の活性化及び環境に配慮したまちづくりを推進する。

運行エリア（範囲）	野木町全域及び光南病院（小山市）、友愛記念病院（古河市）
運行日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は運休
運行時間	午前8時～午後4時30分（30分おき運行）
運行台数	3台（セダン2台、ワゴン1台）
利用料金	1回（片道） 大人（中学生以上）300円、子ども（小学生以下）200円 75歳以上 200円、3歳未満 無料

予約受付日・時間	月曜日から金曜日 午前8時から午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は除く
----------	---

■日本赤十字社活動と共同募金活動

(1) 日本赤十字社栃木県支部野木町分区事務局

- ①日赤会員増強運動の実施（5月）
- ②被災世帯への救援物資の援助（毛布・布団・日用品等）
- ③災害等による被災地への義援金等の受付
- ④日赤県支部事業（救急法講習会等）の実施及び受付事務
- ⑤被災地救援活動の実施・援助

(2) 栃木県共同募金会野木町支会事務局

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月）
- ②災害等による被災地への義援金等の受付

■その他の支援活動（リサイクル関連）

- ①不要入れ歯等貴金属リサイクルの国際協力支援
- ②ペットボトルキャップの国際協力支援（ワクチン還元）